

土浦市告示第513号

次の市税にかかる書類を次の方に送付すべきところ住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により告示します。

これらの書類は土浦市総務部納税課で保管してありますから、送達を受けるべき方の申し出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、送達があったものとみなされます。

令和8年10月16日

土浦市長 安藤 真理子

氏名（名称）	書 類 名
大和田 エディ	交付要求通知書 土納発第 5481 号
以下余白	